

名古屋市スタートアップ 企業支援補助金のご案内

市内で新たに創業する方や創業後5年以内の市内中小企業者に対して、創業時等に
必要な経費の一部を助成します



事業の成長や継続が
見込まれる方を応援します！

補助金の概要

補助対象者	<p>■第1期募集は令和5年10月31日までに、 第2期募集は令和6年1月31日までに、名古屋市内で新たに創業する方 会社の設立 本店所在地を名古屋市内として、会社の設立登記をすること 個人の開業 名古屋市内に居住し、かつ、名古屋市内に事業所を設けること</p> <p>■創業後5年以内の市内中小企業者（新しい取り組みにチャレンジする方） 会社 本店所在地が名古屋市内にあって、かつ、会社設立の登記の日が、 平成30年4月1日以降の会社 個人事業 名古屋市内に居住し、かつ、名古屋市内に事業所を有するものであつて、 税務署に提出した開業届に記載された開業日が、 平成30年4月1日以降の方</p>
補助対象経費	<p>市内での開業、市内での事業所の開設、新商品の開発や販路開拓などに必要な経費（人件費（奨学金返還支援制度に係る経費を含みます）、官公庁への申請書類作成費用、店舗等借入費、設備費、知的財産権等関連経費、謝金、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費、託児に要する費用など） ※詳しくは募集案内をご確認ください。</p>
補助率	補助対象経費の1/3以内
補助限度額	100万円

募集期間

- 第1期募集 令和5年4月3日（月）～令和5年5月10日（水）
○令和5年6月以降に着手する事業計画を募集します。
※令和5年6月以降に発注し、令和5年10月末までに支払われた経費が補助対象となります。
- 第2期募集 令和5年7月3日（月）～令和5年8月10日（木）
○令和5年9月以降に着手する事業計画を募集します。
※令和5年9月以降に発注し、令和6年1月末までに支払われた経費が補助対象となります。

補助要件

- この補助金は、公的支援機関等の支援を受けることが要件となっています。
- ・計画の策定支援やそれぞれの支援機関の専門分野のアドバイスを受けて申請してください。
 - ※「公的支援機関等」とは、公的支援機関のほか、中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士、行政書士、司法書士、弁理士、社会保険労務士、地域の金融機関などです。
- 詳しくは、募集案内をご確認ください。

スケジュール（予定）

＜第1期募集＞

令和5年									令和6年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
募集期間	審査	採択通知	補助金交付申請	交付決定	補助事業期間			実績報告	検査	補助金支払	

＜第2期募集＞

令和5年									令和6年				
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
			募集期間	審査	採択通知	補助金交付申請	交付決定	補助事業期間			実績報告	検査	補助金支払

- 第1期募集は、早期に事業の開始を希望する方を対象に、早ければ6月中にも事業に着手できるようなスケジュールとなっています。
- 第2期募集は、9月以降に事業の開始を希望する方を対象に、計画準備期間を十分に確保したスケジュールとなっています。
- ※第1期、第2期ともに、交付決定の日よりも前に発注、購入、契約、または補助事業期間終了後に納品、検収、支払い等を実施したものは原則補助対象外となります。
- ※事業完了後は、新規雇用者数や売上高など、事業状況の調査にご協力いただきます。

応募手続き

応募の手続きの詳細については、「募集案内」をご覧ください。

募集案内及び応募にかかる申請書等の各種様式につきましては、
名古屋市公式ウェブサイトの以下のページからダウンロード
してください。



<名古屋市公式ウェブサイト>

<https://www.city.nagoya.jp/keizai/page/0000080543.html>

※情報が更新される場合がありますので、応募前にも上記ウェブサイトをご確認ください。

- 提出方法：郵送又は、応募者本人（法人の場合は代表者）が持参
- ※応募者本人（法人の場合は代表者）以外の持参は受付できません。
- ※申請書類の記入漏れや不足等の不備があった場合は、不採択となります。

【提出先・お問合せ先】

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課（中小企業振興センター）

所在地：〒464-0856 名古屋市千種区吹上二丁目6番3号（中小企業振興会館6階）

電話番号：052-735-2100

応対時間：月曜日から金曜日の9:00～12:00、13:00～17:00 ※祝日を除く